

平成25年10月4日

東京電力による適合審査申請について

去る9月27日に東京電力株式会社が、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の適合(安全)審査申請(以下、「適合審査申請」と表記します。)を原子力規制委員会に対して行いましたが、このことに関して、市民の皆さまに私の考えをお知らせいたします。

柏崎市長 会 田 洋

適合審査申請とは

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、改めて原子力発電所の安全確保を図るため、国の原子力規制委員会が策定した新規制基準が7月8日に施行されました。この新規制基準に原子力発電所が適合しているかどうかを電力会社が原子力規制委員会に対して審査してもらう申請です。

原子力発電所の新規制基準について

私は、福島第一原子力発電所事故を踏まえると、いま何よりも原子力発電所の安全確保が大切であり、国が責任を持ってその安全性を確認し、市民の皆さまに分かりやすい説明を行い、理解を求めることが必要であると考えています。

このたび施行された原子力発電所の新規制基準は、福島原発事故を教訓にこれまでの基準を大幅に見直し、シビアアクシデント(過酷事故)を防止するための基準を強化するとともに、万一シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準を新たに設けたものとされています。原子力規制委員会では、既存の原子力発電所がこの新規制基準に適合するだけでなく、さらなる安全性の向上を図る必要があるとしていますので、そのような考え方のもとに厳格な審査を行うよう求めてまいります。

なお、私は去る5月10日に、原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁を訪問して、次の7項目を中心に要望を行うとともに説明を求めてまいりました。

シビアアクシデントを防止するために、どのような対策がとられることになるのか。

原子力発電所設備の耐震性強化などが必要と言われているが、施設の重要度分類等の見直しについてはどのように考えているか。

原子炉施設に関わる地盤・活断層についての基準や考え方を明確に示してほしい。原子力発電所の運転期間は原則40年と制度化されたが、高経年化に伴う安全性判断はどのような基準になるのか。

福島原発事故では、複数号機の集中立地について大きな課題とされたが、このことに対する考え方はどうか。

想定を超える事態に伴って生ずるリスク、いわゆる「残余のリスク」について説明してほしい。

使用済燃料の処理・処分についての安全規制の考え方と今後の対処方針等を説明してほしい。

フィルターベント設備に係る事前了解について

東京電力は、7月2日に柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の新規制基準への適合審査を原子力規制委員会に申請したいとの考えを、私ども地元自治体に何の説明もないまま発表しました。

このことに関しては、7月5日、東京電力の廣瀬社長が市役所に来庁された際、私の方から強く抗議をするとともに、これまでの相互の信頼関係を損ないかねない事柄であるとして遺憾の意を伝えたところ、廣瀬社長から今後は真摯な対応をすると謝罪がなされました。その際に、東京電力と新潟県、柏崎市及び刈羽村とで結んでいる「安全協定」の第3条に基づいて、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機のフィルターベント設備に係る事前了解願いが、廣瀬社長から提出されました。

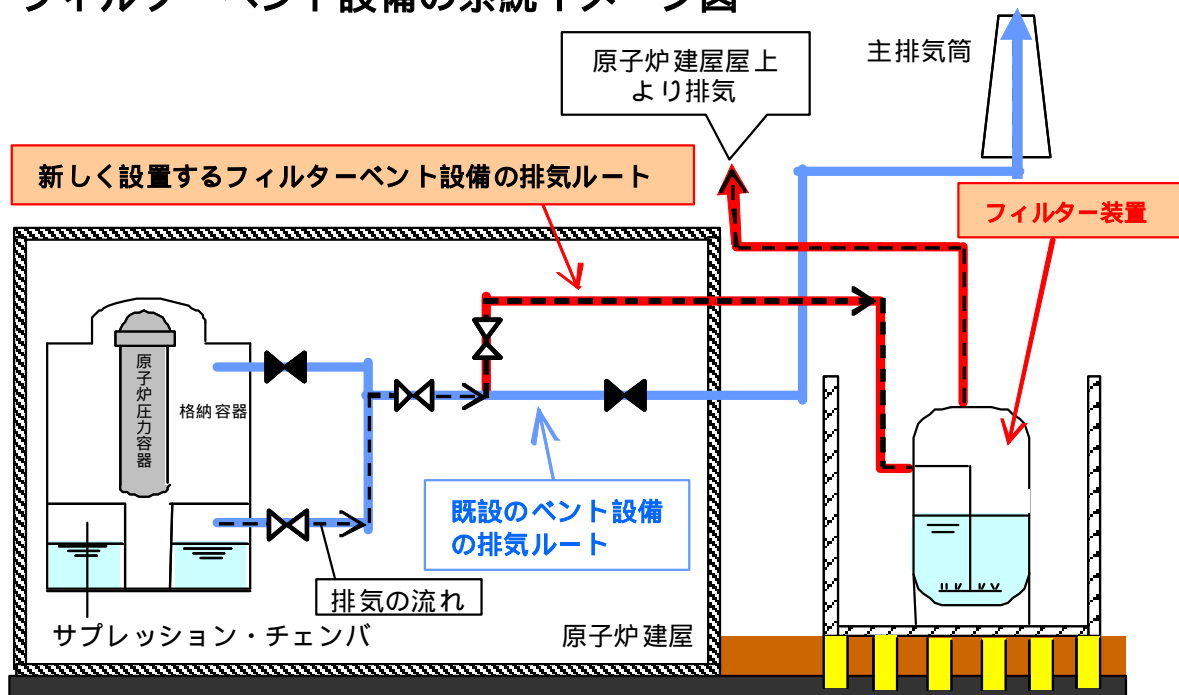
その後、7月17日に市議会全員協議会において、東京電力から同フィルターベント設備及び原子力規制委員会に対する新規制基準への適合審査申請の内容について説明がなされました。

また7月25日に、私が再び原子力規制庁に出向いて、フィルターベント設備に求められる機能、基準について尋ねるとともに、新規制基準について説明を受けてまいりました。

このような経緯を踏まえ検討した上での総合的な判断のもと、東京電力からの申し出に対して以下の3つの条件を付して、8月6日に安全協定に基づく事前了解をいたしました。

- 1 原子力規制委員会が行う審査において、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機のフィルターベント設備の新規制基準への適合が確認されること。
- 2 シビアアクシデント対策及びフィルターベント設備について、原子力規制委員会への申請内容並びに審査の過程及び結果を、適時適切に市民に対して分かりやすく説明し理解を求めること。
- 3 フィルターベント設備の運用方法については、原子力防災対策とりわけ住民避難計画との整合を図る必要があることから、本市及び関係機関と十分な協議を行うこと。

フィルターベント設備の系統イメージ図



☒ は弁の「開」、☒ は弁の「閉」を表す。

フィルターベント設備とは
原子炉圧力容器を覆う格納容器が破損しないための対策として、シビアアクシデント発生時に格納容器内の圧力及び温度の低下を図るため、格納容器内の放射性物質をフィルターを通して低減した上で外部に排気する設備。

この事前了解は、原子力発電所やフィルターベント設備の安全性を認めたという意味ではなく、あくまで新規制基準で求められている格納容器破損防止対策について、国の審査によって確認をする必要があることから、適合審査申請を行うにあたり事前了解を与えたものです。そもそも、シビアアクシデントが起こることは許されないことですし、どのような状態でベントが必要になるのか、その性能や効果、周辺住民や環境に与える影響など、確認すべきことはまだ多くあります。これらのことは、原子力規制委員会の審査を通して明らかにしてもらう必要があります。従って、現時点では原子力発電所の再稼働について議論するような段階にはないと考えています。

残された課題

福島第一原子力発電所事故の検証結果の新規制基準への反映や、事故の完全なる収束、事故により避難を余儀なくされている方々あるいは被害を受けられた方々への賠償や生活再建に道筋をつけることなど、いまだ多くの課題が残されています。

原子力発電所の安全上確認すべき重要な課題は、前述した7項目を始めまだ数多くあります。今後ともこれらの問題を含め、新規制基準の技術的な審査、ハード面だけでなくソフト面の課題など、原子力発電所の安全に関わる点について、原子力規制委員会及び東京電力に対して質してまいります。

おわりに

決してあってはならないことですが、万一の事故の場合、市民の皆さまが安全に避難するための計画は、私共の責任において新潟県や他の自治体あるいは国と連携し、事業者とも十分に協議した上で策定してまいります。

当面は、原子力発電所の安全確保を図りながら地域の経済・雇用を守り、将来に向けては、原子力発電所に大きく依存しなくてもよい地域の経済構造に転換していくという基本的な考え方に基づいて、今後とも適切に対応してまいりますので、市民の皆さまのご理解を賜りたいと存じます。

問い合わせ先：柏崎市市民生活部防災・原子力課 電話 21-2323